

信書便制度説明会

信書便の利用で経費削減・信書便事業参入で業務拡大を

平成15年4月に信書便法が施行され、信書の送達の事業に民間事業者が参入できるようになり、全国で415者が特定信書便事業に参入しています。また、信書便を利用している自治体では公文書集配における経費削減の効果が現れています。信書便制度とは何か、信書便の利用例等について、より多くの方々にご理解・ご活用いただくために説明会を開催いたします。

- 平成26年**6/26(木)** 会場：信越総合通信局 4階会議室
14:00~15:30 (長野市旭町1108 長野第1合同庁舎)
- 平成26年**6/27(金)** 会場：松本市駅前会館 1階中会議室
14:00~15:30 (松本市深志2-3-21)
- 【内容】

「信書の定義」

- 内容: 通知書、納品書、請求書は信書に該当するのか、信書はメール便で送れるのか、といった問合せが多数寄せられています。ここでは、信書の定義や信書の正しい送達についてご説明いたします。

「信書便制度の概要」

- 内容: 信書便法の概要、信書便制度の仕組みをご説明いたします。また、文書集配業務を信書便事業者に委託している自治体等の利用例をご説明いたします。

「信書便事業の参入手続き」(事業参入希望者対象)

- 内容: 平成15年4月の制度創設以来、全国で415社が特定信書便事業に参入しています。特定信書便事業に参入を検討されている方を対象に許可申請手続や許可後の手続をご説明いたします。

申込方法: 参加を希望される方は、添付のFAX送信票にご記入の上、FAX(電話でも可)により6月20日(金)までにお申込みください。定員は両会場とも40名(先着順)です。(参加費: 無料)

申込先: 総務省 信越総合通信局 信書便監理官 篠原

〒380-8795 長野市旭町1108

電話: 026-234-9932

FAX: 026-234-9969

会場案内図

【長野会場】

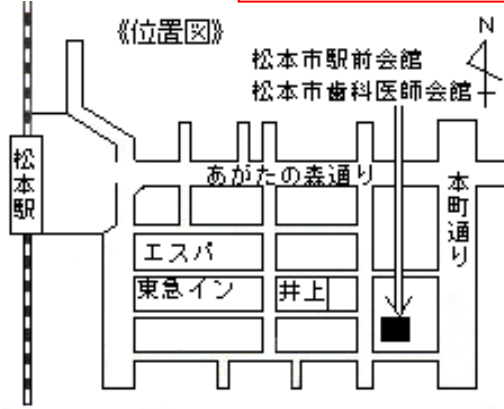
信越総合通信局



※ 長野駅から徒歩約20分。駐車場に限りがありますので、できる限り公共交通機関を利用してお越しください。

【松本会場】

松本市駅前会館



※ 松本駅から徒歩約10分。駐車場がありませんので、公共交通機関を利用してお越しください。

主催: 総務省信越総合通信局